

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	86 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	82 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	36 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	24 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から37年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から37年9月まで
② 昭和39年4月から48年9月まで

結婚前については、勤務していたAの給料から国民年金保険料が天引きされていたような記憶がある。結婚後については、結婚直後に夫に勧められ夫とともにB市役所C支所で国民年金加入手続をし、国民年金保険料は、同市役所から送付されてきた納付書に現金を添え、同支所で納付していた。

申立期間について国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、勤務していたAの給料から国民年金保険料が天引きされていたような記憶があるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和37年6月から同年9月ころまでに払い出され、同年10月から39年3月までの保険料は納付されていることから、12か月と短期間である申立期間①の保険料を納付できない特段の事情も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、結婚直後にその夫に勧められ、その夫とともにB市役所C支所で国民年金加入手続をしたとしているが、申立人が所持する国民年金手帳に「昭和48年10月3日 任」との記載があることから、申立人は48年10月ころに任意加入手続を行ったと推認でき申立人の主張と異なっている上、加入時点では申立期間の国民年金

保険料は制度上納付できない。

また、申立人には昭和 37 年 6 月から同年 9 月ころまでに別の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、当該手帳記号番号に係る特殊台帳に「不在確認 39・12・15」と記載されていることから、少なくとも 39 年 12 月以降は、行政が申立人について国民年金保険料収納を行うことができず、申立人が保険料を納付できなかったと推認される。

さらに、B 市役所から送付された納付書により国民年金保険料を納付していたとしているが、同市が納付書による保険料収納を開始したのは昭和 52 年度からであり、申述と異なる。

加えて、申立人が、申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 10 月から 37 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和4年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和37年4月から38年11月まで

申立期間については、国民年金制度が発足した昭和36年4月からA町役場に勤める夫を持つ婦人達の間で、老後には国民年金がもらえるとのことで婦人達全員が納付を開始した。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月からA町役場に勤める夫を持つ婦人達の間で、老後には国民年金がもらえるとのことで婦人達全員が国民年金保険料の納付を開始したとしているところ、申立人が保持する国民年金手帳の国民年金の記録欄には36年1月12日に任意加入し、申立期間前後は国民年金の加入期間はすべて納付済みであることから、その主張に不自然さはみられない。

また、申立期間前後の昭和36年度及び39年度から46年度まで期間の国民年金保険料の納付記録は、オンライン記録は納付済みであるが、国民年金保険被保険者台帳（旧台帳）には納付記録の記載が無く、行政側の記録管理に不備が見られる。

さらに、国民年金保険料の納付は毎月申立人の夫の給料から天引きされ、A町役場へ納付したとしているところ、その夫は既に他界しており国民年金への納付に関する証言が得られないものの、申立期間当時、その夫は同町役場に継続して勤務しており、申立期間の保険料を未納とする周辺事情及び経済的事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から51年4月までの期間及び54年3月から56年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から56年6月まで

申立期間の国民年金保険料については、A町役場で納付したはずである。申立期間が未加入となっているのを知りB社会保険事務所（当時）に確認したところ、この期間に納付した保険料は還付や充当になっているとの回答を得たが、還付金を受け取った記憶がないことから、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和49年10月から51年4月までの期間、54年3月から同年12月までの期間及び55年4月から56年6月までの期間については、C市被保険者名簿に国民年金保険料を納付した記録があり、かつ当該期間は強制加入期間であるにもかかわらず、還付及び充当の誤った処理がなされている。

また、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの期間については、その前後の国民年金保険料を納付した記録があり、3か月と短期間である当該期間の保険料を納付できないような特別な事情はうかがわれない。

2 一方、申立期間のうち、昭和49年6月から同年9月までの期間については、申立人及びその夫のオンライン記録などにより任意加入期間と推定され、納付しなかったものと考えられる。

また、申立期間のうち昭和51年5月から54年2月までの期間につい

ては、国民年金保険料を納付したとする記録はあるが、申立人及びその夫のオンライン記録などにより任意加入期間と推定され、還付及び充当の手續に不自然な点は認められない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から51年4月までの期間及び54年3月から56年6月までの期間の国民年金保険料を、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から53年3月まで

昭和54年の3月末ころ、私がA区B出張所で夫婦二人分の国民年金加入手続をした。そのとき、過去の未納保険料のうち申立期間分をまとめて納付して、国民年金手帳をもらった記憶がある。保険料は6万円から7万円で、母親からもらったお金で納付した。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年の3月末ころに国民年金の加入手続をし、すぐに過去の未納保険料のうち申立期間分を一括納付したと主張しており、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、第3回特例納付実施期間内である54年3月26日に払い出されていることが確認でき、かつ、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間の保険料をすべて納付した場合の金額とおおむね一致している。

また、申立人に国民年金の加入を勧め、申立期間の国民年金保険料を負担したとする申立人の母親は、親の責任として、申立人の結婚前に申立期間の保険料に相当するお金を渡したと証言しており、その証言内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）C支社における資格取得日に係る記録を昭和45年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月21日から同年12月1日まで
社会保険庁（当時）の記録では、昭和45年11月21日から同年12月1日まで1か月間空白となっているが、転勤で支店が変わっただけで実際はA株式会社に空白期間無く勤めており、事実と相違している。調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主（A株式会社の人事記録を管理、保管している株式会社B）から提出された社内経歴（書）及び雇用保険の被保険者記録から、申立人がA株式会社に継続して勤務（昭和45年11月21日にA株式会社D部E部からD部F係へ異動。）していたことが確認でき、事業主は、「申立期間当時、申立人は、A株式会社C支社に在籍しながら、G株式会社に出向しており、給与計算等の手続はすべてA株式会社で行っていた。」と回答していることから判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C支社における昭和45年12月の社会保険事務所（当時）の記録から9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は確認できる資料も無く不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を昭和37年4月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月30日から同年5月1日まで

私は、昭和33年6月25日から平成4年3月1日までの約34年間、A株式会社に継続して勤務していた。

社会保険庁（当時）の記録では、海上勤務から陸上勤務になって船員保険から厚生年金保険へ種別変更になったことに伴う手続で昭和37年4月30日に船員保険の被保険者の資格を喪失し、同年5月1日に厚生年金保険の資格を取得したことになる。この間1日の空白があるため、同年4月及び同年5月も厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、この期間の1か月分が被保険者期間とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA株式会社の昭和37年4月16日及び同年5月18日付けの辞令から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続勤務しており、同年4月16日に陸上勤務を命じられ、同年4月中に配置換えが行われたものと認められること、及び申立人の複数の元同僚は申立期間当時、申立人が同社に勤務し自分たちと同様に厚生年金保険料を控除されていた旨供述していることから判断すると、申立人は、同年4月30日において船員保険被保険者から厚生年金保険被保険者へ被保険者資

格の変更が行われ、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和37年5月の社会保険事務所（当時）の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を21万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、21万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、40万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁(当時)には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、40万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を28万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、28万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 1 日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、45万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、26万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を30万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、30万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を23万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁(当時)には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、23万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁(当時)には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を28万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、28万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を4万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、4万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、34万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を31万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁(当時)には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、31万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、45万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 1 日

A株式会社から平成 19 年 8 月 1 日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成 19 年 8 月 1 日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、32万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を28万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、28万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、24万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を31万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、31万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を25万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、25万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、20万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を31万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁(当時)には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、31万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を28万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、28万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を29万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁(当時)には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、29万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を29万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、29万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、32万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 1 日

A株式会社から平成 19 年 8 月 1 日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成 19 年 8 月 1 日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を7万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 1 日

A株式会社から平成 19 年 8 月 1 日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成 19 年 8 月 1 日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、7万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を29万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、29万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を31万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁(当時)には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、31万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を25万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、25万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を4万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 1 日

A株式会社から平成 19 年 8 月 1 日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成 19 年 8 月 1 日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、4万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を29万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、29万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を21万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、21万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を27万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、27万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を26万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、26万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を28万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、28万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を28万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、28万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を96万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、96万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁(当時)には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を21万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、21万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を28万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、28万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を27万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 1 日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、27万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁(当時)には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を28万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、28万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を27万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、27万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を3万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、3万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、36万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を29万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、29万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、60万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を49万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁(当時)には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、49万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を4万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 1 日

A株式会社から平成 19 年 8 月 1 日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成 19 年 8 月 1 日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、4万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、3万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を25万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、25万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成19年8月1日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 1 日

A株式会社から平成 19 年 8 月 1 日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成 19 年 8 月 1 日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 1 日

A株式会社から平成 19 年 8 月 1 日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成 19 年 8 月 1 日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 61 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 1 日

A株式会社から平成 19 年 8 月 1 日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった平成 19 年 8 月 1 日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和37年7月24日に訂正し、同月の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和37年7月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月24日から同年8月24日まで

A株式会社B工場に昭和36年3月10日から41年8月11日まで継続して勤務していた期間のうち、37年7月24日から同年8月24日までの厚生年金保険被保険者としての記録が無い。この期間も厚生年金保険料を控除されていたと思うので、記録の回復を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和36年3月10日から37年7月24日まではC区のA株式会社において、同年8月24日から41年8月11日までは同社B工場において厚生年金保険被保険者となっているが、37年7月24日から同年8月24日までは被保険者としての記録が無く、A株式会社人事部は、申立期間当時の資料を保管していないため申立人の勤務状況及び厚生年金保険料控除については不明と回答している。

しかしながら、複数の同僚が、申立人が申立期間もA株式会社B工場に継続して勤務していたと供述しており、雇用保険の被保険者記録からも、申立人が同工場において、昭和36年3月10日から41年8月10日まで継続して被保険者であったことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人と同日にA株式会社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚から、実際には入社当初から申立人が退職するまで、共に同社B工場勤務をしていたとの供

述が得られた。

なお、申立てに係る被保険者資格喪失及び取得の期日について、前述の申立人と同日にA株式会社で被保険者資格を取得した同僚は、同社B工場が新規に厚生年金保険の適用事業所となった昭和 36 年 4 月 1 日に同工場で被保険者資格を再取得しており、ほかにも同様に、同日に同工場で被保険者資格を再取得している複数の同僚が確認できるものの、申立人については、入社当初から同工場で継続して勤務をしながら申立期間に至るまで引続きA株式会社で被保険者となっていた事情の確認ができないことから、申立人の同工場における資格取得日の記録を、A株式会社における資格喪失日である 37 年 7 月 24 日に訂正することが妥当である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間当てもA株式会社B工場に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 37 年 7 月の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場における健康保険厚生年金保険被保険者原票の同年 8 月の記録から、1 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和 37 年 7 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）C店における資格喪失日に係る記録を昭和57年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月17日から同年5月16日まで
昭和50年4月1日から現在まで継続して、株式会社Bに勤務しているが、57年5月に株式会社AのC店から同社本社D部に転勤した時の1か月が空白となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bから提出された人事記録台帳、昭和57年4月から同年6月までの個人別賃金台帳兼源泉徴収簿及び雇用保険被保険者記録により、申立人が同社に継続して勤務し（57年5月16日付けで株式会社AのC店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人のその後の異動における株式会社A内での厚生年金保険被保険者資格喪失日が、異動を命じられた日と一致することから、昭和57年5月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、個人別賃金台帳兼源泉徴収簿（昭和57年5月）の記録から、41万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人の株式会社AのC店における厚生年金保険被保険者資格喪失日

を、本社への転務を発令した日である昭和 57 年 5 月 16 日で届出するところ、同年 4 月 17 日と誤って届出したことを事業主は認めていることから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 57 年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和48年2月26日から同年3月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和48年2月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年2月1日から同年3月1日まで
② 昭和48年10月21日から50年2月1日まで
昭和48年2月1日から50年1月31日までの間、A株式会社に勤務し、この間、厚生年金保険料を給与から控除されていたが、48年2月1日から同年3月1日までの間及び同年10月21日から50年2月1日までの間の被保険者記録が欠落しているので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B株式会社の雇用保険の加入記録（昭和48年2月26日から同年10月20日まで）により、入社日の特定はできないものの、申立人は、48年2月26日の時点ではA株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

そして、当該事業所の当時の経理担当者は、「正社員は全員、そしてパート社員は希望者を対象に、入社した時点で厚生年金保険を含む社会保険に加入させ、保険料を給与から控除していた。社会保険料の控除は当月控除であったと思う。当時、試用期間は無かった。」と供述している。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①当時に厚生年金保険被保険者であったことが確認できる10人の従業員に同僚照会し、回答のあった4人の同僚が記憶している自身

の入社年月日及び退社年月日と厚生年金保険との関係を照合したところ、すべてが入社日から厚生年金保険に加入していることが確認できることから判断すると、申立人は、昭和 48 年 2 月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 株式会社における昭和 48 年 3 月の社会保険事務所（当時）の記録から、6 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、申立人は、A 株式会社に勤務したとしているが、雇用保険の加入記録では、昭和 48 年 10 月 20 日に離職したことが確認できる。

また、B 株式会社に照会したところ、同社は申立人が勤務していたことを確認できる資料を保有していないことなどから、申立人が申立期間②において、A 社に勤務していたことを確認することはできないとしている。

さらに、申立人は、当時の A 株式会社における上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

そこで、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②当時に同社に入社し、厚生年金保険に加入していることが確認できる 10 人の従業員に確認したが、回答のあった 5 人全員が申立人のことを記憶しておらず、申立期間②の厚生年金保険料が控除された事実をうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、C 組合では、関係資料の保管期限が経過しているため、申立人の被保険者記録は確認ができないとしている。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける平成7年10月1日から13年10月1日までの期間の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を7年10月から11年10月までの期間は59万円、同年11月から13年9月までの期間は50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年10月1日から13年12月21日まで
昭和46年8月23日から平成13年12月20日まで株式会社Aに勤務し、この間給与額に見合った厚生年金保険料を給与から控除されていたが、7年10月からの標準報酬月額は実際に支給された給与額と異なり著しく引き下げられているので、提出した給与明細書や給与所得の源泉徴収票に基づいて標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初申立人が主張する平成7年10月から11年10月までは59万円、同年11月から13年9月までは50万円と記録されていたところ、同年4月6日付けで、7年10月1日にさかのぼって同年10月から12年9月までは9万2,000円、同年10月から13年9月までは9万8,000円に引き下げられ、その後事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（13年12月21日）まで継続していることが確認できる。

また、当該事業所の代表者及び当時事業所に勤務していた一人の同僚については、オンライン記録では、平成13年4月6日付けで7年10月1日にさかのぼって同年10月から12年9月までは9万2,000円、同年10月から13年9月までは9万8,000円に引き下げられ、その後事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（13年12月21日）まで継続していることが確認できる。

なお、当該事実について、当該事業所の代表者に照会したが回答を得られなかったため確認できず、当該同僚からも、申立期間当時、申立人の報

酬月額がその標準報酬月額（9万2,000円及び9万8,000円）に対応した額に減額されたことをうかがわせる供述は得られなかった。

また、申立人から提出された平成7年12月から11年10月までの給与明細書から、社会保険庁（当時）に記録されている訂正前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、12年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額を検証したところ、同様に標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除が推認できる。

さらに、顧問税理士は「当時の事業所は、経営状態が極めて困難な状況に陥り、社会保険料も滞納が累積したことから、この滞納金を処理するため、当時の経理部長とともに社会保険事務所（当時）に行き、特定の役員の標準報酬月額を減額する手続を行った。」と供述している上、複数の同僚も、「事業所は資金繰りに苦しみ、給与の遅配が続いていた。」と供述している。

加えて、同僚照会の結果、回答者9人全員が「申立人は、営業担当役員であり、経理部門は担当していなかった。経理担当役員はBである。」と供述している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成13年4月6日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、申立人について7年10月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無く、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の7年10月1日から13年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た記録から、7年10月から11年10月までは59万円に、同年11月から13年9月までは50万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成13年10月及び同年11月に関しては、厚生年金保険料の控除を証明できる給与明細書等の資料が無い上、申立人と同様に標準報酬月額を同年4月6日付けで、7年10月1日にさかのぼって引き下げられた役員も給与明細書等の資料を所持しておらず、申立てに係る事実を確認することができない。

また、当時の事業主に厚生年金保険料の控除について照会したが回答を得られなかった。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、平成13年10月及び同年11月について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を18万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

- 1 氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年11月1日から3年3月26日まで
オンライン記録では、A株式会社に勤務していた平成2年11月1日から3年3月26日までの期間の標準報酬月額が実際の給与額より低い額に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）においては、申立人の申立期間に係るA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年11月から3年2月まで18万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（3年11月20日）以降である4年4月23日付けで、申立人を含む12人の標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合、標準報酬月額を11万円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、雇用保険被保険者台帳の全記録によると、申立人のA株式会社での雇用保険資格取得時（平成2年11月1日）の賃金月額が19万円であったことが確認できる。

さらに、A株式会社の元取締役及び元同僚は、申立人は不動産物件の販売係であったと供述しており、申立人は、標準報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た18万円にすることが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和42年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月30日から同年5月1日まで

昭和42年3月22日にC株式会社に入社して以来、平成20年4月30日に定年退職するまで一貫して同一会社に勤務していたが、オンライン記録では、昭和42年4月30日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。勤務実態の確認できる在籍証明書を提出するので当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所提出の社員カード（人事記録）、退職金計算書、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人がC株式会社（厚生年金保険の適用事業所名はA株式会社）に継続して勤務し（昭和42年5月1日付けでC株式会社D営業所（適用事業所名はA株式会社）から同社E営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和42年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主

が資格喪失日を昭和 42 年 5 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 4 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日を昭和43年6月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月31日から同年6月1日まで

昭和36年4月1日の入社から平成13年9月28日に定年退職するまで、継続してA株式会社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録において、当時子会社であったC株式会社（その後、A株式会社と合併）に出向した際の1か月間の欠如があることには納得できない。当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、A株式会社において、昭和43年5月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後、C株式会社において同年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、事業主の提出した申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、A株式会社における資格喪失日を昭和43年5月31日として届け出ていることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間に係る両社の雇用保険の被保険者記録は無い。

しかし、事業主は「申立人は、申立期間において継続して勤務しており、当時の担当者が喪失の届出を誤ったものと思われる。」と供述している上、事業主の提出した従業員名簿（人事記録）により、申立人は昭和36年4月1日に入社以後、平成13年9月28日に定年退職するまで、同社に継続

して勤務（この間、A株式会社から、同社関連会社であるC株式会社にD部付き在籍出向）していることが確認できることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の従業員名簿から昭和43年6月1日付けでC株式会社に在籍出向していることが確認できることから、A株式会社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和43年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「保険料の納付に関する資料を保存していないため不明である。」としているものの、厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が昭和43年5月31日を資格喪失日として届け出ていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和36年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月30日から同年10月1日まで
昭和32年3月にA株式会社に入社してから平成10年8月に定年退職するまで全期間勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人は、昭和32年3月11日から平成10年8月9日まで継続してA株式会社に勤務していたことが確認できる。

また、事業主及び同僚は、申立人は、当該期間において同社B工場に勤務していたと供述している。

さらに、事業主から提出された従業員名簿（人事記録）には「36年10月1日C工場赴任」と記載されていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失は、同社B工場から同社C工場への転勤によるものであることが確認でき、同社B工場における被保険者資格喪失日は昭和36年10月1日と認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工

場における昭和 36 年 8 月の社会保険事務所（当時）の標準報酬月額の記事から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 36 年 10 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和26年12月1日から27年3月2日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を26年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月16日から27年3月2日まで

私は、A株式会社に昭和26年10月16日から30年8月10日まで一度も退職することなく勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間については、申立人が提出した退職慰労金支給明細表により、申立人は、昭和26年10月16日の入社日から30年8月10日の退職日までA株式会社に継続して勤務していたことが確認できる。

2 申立期間のうち、昭和26年12月1日から27年3月2日までについては、申立人が提出した当該事業所における給与明細書(27年1月分)及び保険料控除は翌月であるとする事業主の供述により、申立人は、26年12月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和27年1月及び同年2月の厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人から給与明細書等の提出が無いものの、申立人

は、26年12月の厚生年金保険料を給与から控除されていること及び当該期間において勤務が継続していること、さらに、それぞれの月において保険料を控除していなかったとの事業主及び同僚の供述も得られないことから、申立人は27年1月及び同年2月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

加えて、申立期間のうち、昭和26年12月1日から27年3月2日までの期間に係る標準報酬月額、給与明細書（27年1月分）の厚生年金保険料控除額から5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 申立期間のうち、昭和26年10月16日から同年12月1日までについては、申立人が提出した退職慰労金支給明細表によりA株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所は既に破産しており、事業主は当該期間の厚生年金保険料控除については不明と供述している上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出した複数の同僚は入社後数か月の試用期間があったと供述しており、申立人も給与明細等の資料を保管しておらず、厚生年金保険料を事業主から控除されていたこと確認することができない。

なお、申立人が、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和26年10月16日から同年12月1日までについては、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 1 日から 43 年 5 月 15 日まで
私は、申立期間にいずれも A 区にあった株式会社 B、株式会社 C、株式会社 D に継続勤務していたが、最後に勤務した株式会社 D を退職後、3 社の厚生年金保険 91 か月分を一時金で受け取ったことになっていた。私は当時、厚生年金保険の知識も無く、会社から説明を受けたことも一時金を受け取ったことも無いので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、オンライン記録によれば、申立期間の一部の被保険者期間はその計算の基礎とされていない上、脱退手当金が未請求となっている被保険者期間と支給されたとされる期間は同一の被保険者記号番号で管理されていたにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間の脱退手当金は昭和 44 年 2 月 12 日に支給決定されたことになっているが、申立人がその約 2 か月前の 43 年 12 月 17 日に国民年金に任意加入し、その後、60 歳に達するまで国民年金保険料を納付していたことを踏まえると、当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

埼玉厚生年金 事案2644

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月26日から同年9月26日まで
② 昭和41年10月21日から45年1月1日まで

社会保険庁（当時）の記録では、申立期間の脱退手当金を受給したことになるが、私は申立期間については厚生年金保険被保険者期間であったことも知らなかったため、脱退手当金を請求していない。申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の受給資格を有する厚生年金保険被保険者が事業所を退職した後氏名変更した場合には、氏名変更届を行った上で脱退手当金を受給することになり、社会保険庁の記録には当該氏名変更の記録が残されるところ、申立人は、A株式会社退職(昭和44年12月31日)後の45年12月*日に婚姻し改姓しているにもかかわらず、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、氏名変更の処理がなされておらず旧姓のままである上、オンライン記録も氏名変更処理がなされていないことから、申立人が申立期間の脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年5か月後の昭和47年5月30日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月 1 日から 34 年 12 月 17 日まで
ねんきん特別便が来て申立期間に勤務していたA株式会社の記録が無いことを知り、B社会保険事務所(当時)で確認したところ、脱退手当金を支給された記録になっていることを初めて知った。私は結婚4か月後に、A株式会社を退社したが、その時脱退手当金の制度があることも知らなかったし、請求も受給もしたことが無い。申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年後の昭和35年12月9日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給決定された月と同月(昭和35年12月28日)に国民年金の加入手続を行い、国民年金制度発足の36年4月から119か月継続して国民年金保険料を納付していることを踏まえると、申立人は、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

さらに、申立人は退職前の昭和34年8月*日に結婚し氏名変更をしているが、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、氏名変更の処理がなされておらず旧姓のままであることから、申立人が申立期間の脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和56年6月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年5月11日から同年6月11日まで
社会保険庁(当時)の記録では、A株式会社B工場から同社C支店へ異動した時の1か月が厚生年金保険に未加入となっているが、退職したわけではなく同一企業内での転勤であり、当該期間の給与明細書もあるので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書、事業主から提出された健康保険資格喪失証明書、雇用保険の被保険者記録及び昭和56年6月11日付けでA株式会社C支店に入社した申立人の妻の申立人の異動日に係る供述により、申立人は、申立期間において同社B工場に継続して勤務し(56年6月11日にA株式会社B工場から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書における控除保険料及び昭和56年4月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

1 申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①に係る標準報酬月額を18万円に、申立期間②に係る標準報酬月額を17万円に訂正することが必要である。

2 また、申立期間③について、申立人のA株式会社における被保険者資格の喪失日は平成4年6月1日であると認められることから、喪失日に係る記録を訂正する必要がある。

なお、申立期間③の標準報酬月額については17万円とすることが妥当である。

3 さらに、申立期間④について、申立人のB株式会社における被保険者資格の喪失日は平成4年10月28日であると認められることから、喪失日に係る記録を訂正する必要がある。

なお、申立期間④のうち平成4年7月から同年9月までの期間の標準報酬月額については、17万円とすることが妥当である。

4 加えて、申立人は、申立期間④のうち平成4年10月及び同年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB株式会社における上記訂正後の資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、同年10月及び同年11月の標準報酬月額を19万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る平成4年10月及び同年11月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月1日から同年10月1日まで
② 平成3年10月1日から同年11月30日まで
③ 平成3年11月30日から4年6月1日まで
④ 平成4年7月31日から5年4月1日まで

社会保険庁（当時）の記録では、A株式会社に勤務していた平成2年

6月から4年5月までの期間のうち、3年8月から同年10月までの期間の標準報酬月額が相違しており、同年11月30日から4年6月1日までの期間の被保険者記録が欠落している。

また、A株式会社と実態は同一企業であるB株式会社に勤務していた平成4年6月から5年3月までの期間のうち、4年7月31日から5年4月1日までの期間の被保険者記録が欠落している。

申立期間①及び②の標準報酬月額と申立期間③及び④の被保険者期間の記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、②及び③について、雇用保険の被保険者記録から、申立人がA株式会社に平成4年5月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A株式会社は、当初、平成4年1月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がなされ、当該処理は、同日に資格喪失した複数の者の記録から同年8月26日に行われたと推認できる上（申立人がB株式会社において被保険者資格を取得（同年6月1日）した後である）、同年8月26日に申立人の厚生年金保険の資格を3年10月の定時決定の記録を取り消した上で、同年11月30日に遡及して喪失させる処理を行っており、ほかにも4年8月26日に同様な処理がなされた者が確認できる。さらに、申立人の標準報酬月額も、同日に3年8月及び同年9月分が18万円から10万4,000円に、同年10月分が17万円から10万4,000円に遡及して引き下げられている。

このように遡及して資格の喪失及び標準報酬月額の引き下げの処理を社会保険事務所（当時）が行う合理的な理由は見当たらない。

なお、オンライン記録では、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日が平成4年6月1日に訂正されるに至っている。

これらを総合的に判断すると、上記資格の喪失及び標準報酬月額の引き下げの処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、A株式会社における勤務が確認できる日から平成4年6月1日であると認められ、申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成3年8月及び同年9月は18万円、同年10月から4年5月までの期間は17万円であると認められる。

- 2 申立期間④について、雇用保険の被保険者記録から、申立人がB株式会社に平成4年11月30日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、B株式会社は、当初、平成4年7月

31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていたが、当該処理は、同日に資格喪失した複数の者の記録から同年10月28日に行われたと推認でき、同日に申立人の同年10月の定時決定の記録を取り消した上で、厚生年金保険の資格を同年7月31日に遡^{そきゅう}及して喪失させる処理を行っており、ほかにも同年10月28日に同様な処理がなされた者が確認できる。

このような資格の喪失処理を社会保険事務所が行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記資格の喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、B株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなる処理が行われた日から判断して、平成4年10月28日であると認められる。

なお、申立期間④のうち平成4年7月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、17万円であると認められる。

さらに、B株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなる処理が行われた平成4年10月28日から、雇用保険の被保険者記録によって申立人の勤務が確認できる同年11月30日までの期間は、継続した勤務が確認できること、及び申立人と同様な処理が行われていることが確認できる複数の同僚が所持している給与明細書において、同年10月及び同年11月の厚生年金保険料が控除されていることから判断すると、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、オンライン記録では、B株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日の平成4年12月1日に訂正されるに至っている。

一方、申立期間④のうち、平成4年12月1日から5年4月1日までの期間については、申立人がB株式会社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたことを確認する資料が無く、事業主及び同僚からも申立人の勤務実態及び保険料控除について供述を得ることができなかったことから、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間④のうち平成4年10月及び同年11月の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た同年10月の定時決定の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る平成4年10月及び同年11月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなる処理を同年10月28日に行っていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間に係る保険料の納入告知を行っ

ておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に行われるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成14年1月及び同年2月並びに同年6月及び同年7月に係る標準報酬月額記録については、同年1月及び同年2月は15万円、同年6月及び同年7月は14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年1月1日から同年8月1日まで
有限会社Aにおいて、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額と相違して最低額の報酬月額で届出されているので、給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成14年1月及び同年2月並びに同年6月及び同年7月に係る標準報酬月額記録については、申立人提出の給与明細書において確認できる保険料控除額から、14年1月及び同年2月は15万円、同年6月及び同年7月は14万2,000円とすることが妥当である。

一方、上記以外の申立期間については、給与明細書で確認できる報酬月額又は控除された厚生年金保険料額を基に算出した標準報酬月額がオンラ

イン記録上の標準報酬月額を上回っているとは認められないことから、標準報酬月額の訂正の必要性は認められない。

なお、申立期間のうち、今回訂正する期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについては、事業主は、給与明細書に記載の厚生年金保険料を納付したとしているが、このほかに確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 44 年 12 月 2 日まで

私は昭和 42 年 3 月末日にA社を退職し、それまで勤めていた 36 年 3 月 22 日から 42 年 4 月 1 日までの期間について結婚資金として脱退手当金を受給した。しかし、その後の株式会社Bの勤務期間である 42 年 4 月 1 日から 44 年 12 月 2 日までの 32 か月間については脱退手当金の請求はしていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間を含む昭和 36 年 3 月 22 日から 44 年 12 月 2 日までの被保険者期間に係る脱退手当金 3 万 3,287 円は、株式会社Bを退職した約 4 か月後の 45 年 4 月 10 日に支給決定されていることがオンライン記録から確認できるものの、当該支給額と法定計算額 4 万 108 円には 6,821 円の大幅な誤差があるとともに、支給対象期間も当初 73 か月で計算されていたものが、その後 104 か月に訂正されていることが確認できるところ、訂正されたことについて合理的な理由が見当たらないなど、社会保険庁（当時）の事務処理に不自然な点が見受けられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿及び申立期間に勤務していた事業所の事業所別被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示が無い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A共済組合員として掛金をBにより給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA共済組合における資格喪失日に係る記録を昭和64年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、Bは、申立人に係る申立期間の掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年1月1日から64年1月1日まで
ねんきん特別便を確認したところ、D組合（現在は、E組合）に勤務した昭和62年5月1日から63年12月31日までの期間のうち申立期間の記録が無いことが判明した。申立期間にはD組合F支店でG業務を行っていたので、調査の上、A共済組合員として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、E組合及びA共済組合（以下「共済組合」という。）から提出された資料により、申立人の共済組合員資格は、D組合から共済組合に提出された平成元年1月11日付け「組合員資格喪失届」に基づき、共済組合では、資格喪失日を昭和63年1月1日であるとして組合員資格異動処理を行い、平成元年2月1日付け「組合員資格異動届等処理済通知書」によりD組合に通知されていることが確認できる。

一方、D組合は申立人の退職日は昭和63年12月31日であるとして、雇用保険被保険者資格喪失届をH公共職業安定所に提出し、平成元年1月11日付けで確認通知を受けていることが、E組合から提出のあった「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」により確認できる。

また、E組合が保管していたI税務署長及びJ市長宛の申立人の「昭和63年分退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」により、申立人の離職日は昭和63年12月31日であることが確認できる。

さらに、申立人の共済組合掛金は、E組合から提出のあった「63年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により共済組合の「標準給与および掛金表」に基づき控除されていたことが確認できる。なお、E組合は社会保険料の控除は当月控除であるとしている。

加えて、E組合は、申立人の資格喪失日を昭和64年1月1日とすべきところ63年1月1日と誤って記載して届け出たことにより、申立人の共済組合掛金が未納となっていることを認めている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がD組合を退職した日は昭和63年12月31日であり、申立期間に係る共済組合掛金をCにより給与から控除されていたことが認められ、申立期間の標準報酬月額については、「63年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」から11万円とすることが妥当である。

なお、Cが申立人に係る掛金を納付する義務を履行したか否かについては、共済組合は、「組合員資格喪失届」により申立人の資格喪失日を昭和63年1月1日と記録し、その結果共済組合は、申立人に係る同年1月から同年12月までの掛金について納入の告知を行っておらず（共済組合が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき掛金に充当した場合又は掛金を還付した場合を含む。）、Cは、申立期間に係る掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は、昭和34年9月14日、資格喪失日は、35年7月19日と認められることから、この間の申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和34年4月15日から36年3月31日まで
昭和34年4月から36年3月まで短大(夜間)に通いながらA株式会社にあったBに勤務していた。同社退職時には、社会保険担当のCさんから「大切なものだから大事にしてください。」と言われ厚生年金保険被保険者証を受け取り、その後、D地の職業安定所で失業保険を受給した。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和34年9月14日から35年7月19日までの期間について、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿に「E」という名前で同一生年月日の、基礎年金番号に未統合の記録が確認できるところ、申立人は、当時通学していたF短期大学のEの名前が記載されている卒業アルバムを提出し、「高校生のころからGと名のっており、A株式会社勤務時もEでした。」と供述していることや、当時の同僚の名を複数具体的に記憶していることから、当該記録は申立人の記録であることが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和34年9月14日に被保険者資格を取得した旨の届出及び35年7月19日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所(当時)に行ったことが認められる。

なお、昭和 34 年 9 月から 35 年 6 月までの標準報酬月額については、今回統合する事業所の事業所別被保険者名簿の記録により、9,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 34 年 4 月 15 日から同年 9 月 14 日までの期間及び 35 年 7 月 19 日から 36 年 3 月 31 日までの期間について、A 株式会社に係る申立人のオンライン記録は無く、事業所の事業所別被保険者名簿にも前述の記録以外に申立人の記録は無い。

また、申立人は、同社の入社時期を「短大に入学した昭和 34 年 4 月ころ。」と供述しているが、同社の社員に対する社会保険加入の扱いに関して、当時の社会保険担当者は、「私が入社したときに 3 か月の試用期間があり、厚生年金保険には入社して 3 か月後に加入した。」と供述している。

さらに、申立人は、同社退職の時期を「B が閉鎖されたとき。」と述べているが、同僚（交代で夕方から B に勤務）の「A が H で営業していたのは 1 年間程度、長くても 1 年半だった。」との供述があり、B の営業期間を考慮すると、申立人の退職時期は、遅くとも昭和 35 年 9 月以前であったことが推定できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 34 年 4 月 15 日から同年 9 月 13 日までの期間及び 35 年 7 月 20 日から 36 年 3 月 31 日までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年10月までの期間、4年4月から7年3月までの期間及び9年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から同年10月まで
② 平成4年4月から7年3月まで
③ 平成9年4月から同年9月まで

会社を退職した平成2年9月ころにA区役所で国民年金の加入手続をした。申立期間当時は実家において、アルバイト等で生活費の余裕があったので、送られてきた納付書で毎月1万円未満の国民年金保険料を金融機関や郵便局などで納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納付書により金融機関や郵便局などで納付したとしているが、申立期間の保険料を1万円未満とする申立内容は、申立期間②の一部及び③当時の保険料額と異なる上、申立人から申立期間当時の状況について具体的な説明を得ることができず、その納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、平成3年11月から4年3月までの厚生年金保険加入記録が20年3月27日に追加されたときに、記録の統合による国民年金保険料の過誤納記録は確認ができないことから、同期間は記録上未納期間であったと考えられる上、申立期間①及び②は厚生年金保険の記録追加により分断されたもので、記録が追加されるまでは申立期間①の始期から申立期間②の終期までの48か月は一連の未納期間であった。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月から 54 年 3 月まで

昭和 52 年 10 月に勤めていた会社が倒産し、小さい子供がいたので国民健康保険に早く加入しなければと、夫婦二人で A 区役所に行き手続を行った。その時に、窓口で国民年金にも加入するようと言われ、妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続をした記憶がある。そのときに国民年金手帳が交付されたかどうかは覚えていない。国民年金保険料は、伝票のようなものに住所・氏名・金額等を記載して 7,000 円か 8,000 円くらいを納付した。

妻は昭和 52 年 10 月から納付済みとなっているのに、申立期間が未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び一緒に国民年金の加入手続をしたとするその妻は、申立期間当時に交付されたはずである国民年金手帳を見たことがないとするなど、加入手続に関する記憶が曖昧であり、かつ、保険料の納付方法や保険料額についても当時の状況と符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が B 市に転居した昭和 54 年 9 月ころに払い出されたことが払出簿により確認でき、払出時点からすると申立期間は過年度納付が可能な期間であるものの、申立人は、現年度納付を主張している上、現年度納付に必要な別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から46年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、父が同居していた家族の分をまとめて納付しており、申立期間当時同居していた兄夫婦や姉の国民年金保険料が納付されていることから、私の分も父が納付しているはずなので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その父が同居していた家族の分をまとめて納付しており、申立期間当時同居していた申立人の兄夫婦や姉の国民年金保険料が納付されていることから、申立人の分もその父が納付したはずであるとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは申立期間後の昭和46年7月であり、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間及びさかのぼって納付する期間となるが、その父は既に他界しており納付に関する具体的な申述が得られない上、申立人及び申立期間当時同居していた兄夫婦や姉からもその父の申立期間当時における納付に関する具体的な申述が得られないことから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の申立期間における保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 10 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月から 52 年 3 月まで

私が妻と婚姻する前後の昭和 45 年ころ、既に国民年金に加入していたその妻の母親から勧められ国民年金に加入した。国民年金加入手続及び保険料の納付については、すべて妻が行っていた。申立期間のうち加入手続以前の保険料は A 市役所で加入手続を行うと同時に納付し、加入手続後の保険料についても同市役所の窓口で納付した記憶がある。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年ころに、既に国民年金に加入していたその妻の母親から勧められ、国民年金に加入したと申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 53 年 9 月ころに払い出されており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、45 年当時、既に国民年金に加入していたとするその妻の母親の国民年金手帳記号番号は 51 年 3 月ころに払い出されており、申立人の申述と相違している。

また、申立人の妻は、申立人の加入手続を行ったとする昭和 45 年ころに、その加入手続と同時に資格取得日である 37 年 10 月までさかのぼって国民年金保険料を納付したと申述しているが、この時点において申立期間の一部は時効により納付することはできず、45 年 7 月から 47 年 6 月まで行われた特例納付期間を利用して納付したとしても、その妻が納付したとする保険料額は実際の保険料額と大きく相違している上、申立期間のうち加入手続を行ったとする 45 年ころ以降の保険料について、保険料額及びその納付間隔等については、その妻の記憶は曖昧^{あいまい}であり申立期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳は、表紙の色、形状等から申立人が加入手続を行ったとする昭和 45 年ころに交付されたものとは相違している上、申立人は、別の表紙の色、形状の手帳を所持したことは無いとしていることから、申立人が 45 年ころに国民年金に加入したとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から53年3月まで

私は、夫が国民年金に加入した約1年後の昭和46年ころ、国民年金に加入した。国民年金加入手続及び保険料の納付についてはすべて自分で行い、申立期間のうち加入手続以前の保険料はA市役所で加入手続を行うと同時に、加入手続後の保険料についても同市役所の窓口で納付した記憶がある。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が国民年金に加入した約1年後の昭和46年ころに国民年金に加入したと申述しているが、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、連番で53年9月ころに払い出されており、申立人及びその夫に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、加入手続を行ったとする昭和46年ころに、その加入手続と同時に資格取得日である43年10月までさかのぼって国民年金保険料を納付したと申述しているが、この時点において申立期間の一部は時効により納付することはできず、45年7月から47年6月まで行われた特例納付期間を利用して納付したとしても、申立人が納付したとする保険料額は実際の保険料額と大きく相違している上、申立期間のうち加入手続を行ったとする46年ころ以降の保険料について、保険料額及びその納付間隔等については、申立人の記憶は曖昧であり申立期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳は、表紙の色、形状等から申立人が加入手続を行ったとする昭和46年ころに交付されたものとは相違している上、申立人は、別の表紙の色、形状の手帳を所持したことは

無いとしていることから、申立人が 46 年ころに国民年金に加入したとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から同年11月までの期間、53年7月及び55年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月から同年11月まで
② 昭和53年7月
③ 昭和55年2月

申立期間①については、母親が納付し、申立期間②及び③については妻が納付した。妻は、この期間を含め全期間納付しており、妻の分のみ納付することはありえない。私の分のみ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立期間①についてはその母親が納付し、申立期間②及び③についてはその妻が納付したはずだとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金の加入時期は昭和56年1月であり、その時点では、申立期間①及び②は既に時効により納付できない期間になっており、申立期間③は、さかのぼって納付できる期間となるが、その母親は、平成17年に既に他界しており証言が得られず、その妻は、申立人の国民年金加入及び保険料納付について、記憶が定かではないとしており、申立人も国民年金の加入及び保険料の納付に関与していないことから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によれば、申立期間①、②及び③の国民年金被保険者資格記録は、平成11年9月に厚生年金保険期間と統合されたことにより初めて追加されており、申立期間①、②及び③当時はこれらの資格記録が存在しなかったことから、申立期間の保険料は納付できなかったもの

と考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月及び同年8月、同年9月から49年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月及び同年8月
② 昭和47年9月から49年8月まで

定かではないが、昭和47年7月に親に勧められてA市（現在はB市）の窓口で国民年金に加入したと思う。47年9月*日に結婚したが、任意加入になる旨の説明、意向確認など特に質問等も無かったと思う。自分から資格喪失の手続をした憶えもない。49年9月にいったん国民年金を止めたと思うがはっきりしない。C市に転居した際に、はじめて資格喪失の手続をした憶えがある。A市在住中は毎月の国民年金保険料を同市D地近辺の金融機関の窓口で納付したことを覚えているので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、定かではないが、親に勧められ昭和47年7月ころ国民年金に加入し国民年金保険料を、当時居住していたD地近辺の金融機関の窓口で納付していたと思うとしているが、申立人は現在所持している年金手帳が初めて交付された年金手帳であると申述している上、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金加入時期はC市に転居後の51年8月30日であり、その時点では、強制加入期間である申立期間①は既に時効により納付できない期間となる。

また、申立期間②は申立人が昭和47年9月*日に結婚し被扶養者であったことから国民年金任意加入期間であり、任意加入期間は加入時からのみ国民保険料の納付が可能であることから、上記国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金加入時期である51年8月30日時点では納付できな

い期間となる。

さらに、申立期間①及び②について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらず、納付したとする国民年金保険料の納付金額、納付場所等に関する記憶もあいまいであり、納付状況が不明である。

加えて、C市で国民年金に加入した際に、発行された申立人の所持する国民年金手帳の記録欄に、昭和47年7月2日に任意加入し49年9月*日に資格を喪失した旨の記載がなされているが、被保険者種別が強制から任意に訂正された記録があること、同手帳発行と同時に作成されたと推定される申立人の国民年金被保険者名簿によると、47年7月2日強制加入、47年9月*日強制加入資格喪失となっており、かつ、47年9月*日は婚姻日である旨の記載もされていること、及びこの9月*日は、戸籍上の婚姻日ではなく、結婚式をあげた日であることから、申立人しか知り得ず、申立人の申告に基づき記載された日と推測でき、この被保険者名簿の記録は申立人が厚生年金保険資格喪失後、結婚するまでの間は国民年金強制有資格者になり、結婚し被扶養者になれば、国民年金強制資格を喪失することになる申立人の国民年金資格の推移とも合致していることから、申立人の所持する国民年金手帳の記載のみで、申立期間の納付を推認することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年5月から61年3月まで
申立期間の国民年金保険料については、夫の預金口座から振替により納付していたはずであり、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容によると、申立期間の国民年金保険料をその夫の預金口座から振替により納付していたはずであるとしているが、申立人は、病気のため電話等での受け答えをすることができず、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の所持する国民年金手帳、A町被保険者名簿及び特殊台帳には、昭和56年5月30日に国民年金被保険者資格を喪失したとする記録があり、オンライン記録と一致していることから、申立人が被保険者資格の喪失届けをA町役場に提出したものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことを示す周辺事情もうかがわれない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 61 年 3 月まで

昭和 41 年 3 月ころ、夫が私の国民年金任意加入の手続をしてくれた。国民年金保険料は A 組合の集金人を通じて納付していたが、昭和 55 年度には保険料が高くなったため、夫は 1 年間だけ保険料の免除申請を行った。1 年後からは再び市役所から納付書が送られ、納税組合の集金人が自宅に集金に来ていたため、未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年度は国民年金保険料の免除申請を行い、申立期間は B 市役所から送られた納付書で納税組合から納付していたと申し立てているが、申立人の国民年金被保険者資格は任意であり、55 年度の免除申請は制度上できず、当該年度の保険料を納付しないためには国民年金被保険者資格の喪失の手続を行う必要があるところ、社会保険事務所(当時)の特殊台帳の資格喪失欄には「55.4.2」の記載がある上、B 市役所の申立人の国民年金被保険者名簿では昭和 55 年 4 月 2 日任意加入被保険者資格喪失と記載されていることから、申立人は 55 年 4 月 2 日に国民年金被保険者資格の喪失手続をしたものと考えられる。

また、その後の申立期間に、申立人及びその夫は国民年金の再加入手続を行った記憶は無いとしており、申立期間に市役所から納付書が送付されたとは考えにくく、申立人が申立期間の保険料を納付していたとする事情がうかがえない。

さらに、申立人の夫が昭和 55 年度において B 市役所に国民年金の免除申請を出したと述べているが、当時、その夫は市町村共済組合の組合員であり、申立人の国民年金加入資格は任意加入被保険者であることから、制

度上免除申請はできず、前述の同時期に被保険者資格を喪失していることと相まって申立人の夫の記憶には齟齬そごがあると考えられる。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私の国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付は亡くなった母が行っていたが、私は母に生活費と一緒に保険料を預けていたことから申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金加入手続と申立期間の国民年金保険料納付をしてくれたと主張しているが、その母親は既に他界しており、保険料の納付状況は不明である。

また、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の兄及び姉は申立期間が未納となっており、申立人の母親が申立人の国民年金保険料だけを納付したと考えるのは不自然である上、特殊台帳では申立期間を未納としている。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 61 年 3 月まで

昭和 52 年 1 月に自営業をしていた夫と結婚し、そのころ、夫が国民年金の加入手続をしてくれ、夫の両親が保険料を納付してくれた。平成 2 年 12 月に夫が自営業を廃業して会社員になったので、私は第 3 号被保険者となった。共に暮らしている夫は、すべての期間の保険料を納付したことになるのに対して、私の申立期間は未納とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚直後の昭和 52 年 1 月ころその夫が国民年金の加入手続を行ってくれ、保険料の納付はその両親が行ってくれていたと申し立てているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付してくれたとする夫の両親も既に他界しており、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 4 月以降に払い出されており、払出時点からすると、申立期間の大部分は時効により納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和11年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和43年5月から52年12月まで

私は、市役所からのお知らせで国民年金の特例納付期間が昭和55年6月までであることを知ったので、そのころに市役所に行き私と他界した夫の国民年金保険料を、市役所で発行してもらった納付書で一括して100万円を納付した。

保険料納付時に現金を引き出した普通預金通帳もある。申立期間が未納なのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所からのお知らせにより国民年金の特例納付期間が昭和55年6月までであることを知り、市役所で発行してもらった納付書で、被保険者資格取得時までさかのぼり、夫婦二人分の保険料約100万円を納付したと申し立てているが、申立人が納付したとする55年6月ころは第3回特例納付実施期間内であるものの、申立期間を含めて特例納付した場合の夫婦二人分の保険料合計額は146万4,000円となり、申立人がその夫の分と合わせて特例納付したとする保険料額の100万円とは大きくかい離している。

また、申立人の特殊台帳の備考欄には「36.4～43.4附4条(55.6)85ヶ月×4,000=340,000」と記載されていることから、申立人は、昭和36年4月から43年4月までの85か月分を55年6月に特例納付したと推認され、かつ、この34万円にその夫が特例納付したと推認される36年4月から49年12月までの国民年金保険料納付額66万円を合算すると100万円となり、申立人が納付したとする保険料額と一致していることから、申立人が特例納付した期間は36年4月から43年4月までであると考えられる。

が自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 12 月 1 日から 22 年 9 月 1 日まで
申立期間について、厚生年金保険の資格喪失日が昭和 21 年 12 月 1 日となっているが、出産前である 22 年 9 月まで A 株式会社で働いていた。同年 12 月に長女を出産したので、このことはしっかり覚えている。第三者委員会で調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社は、昭和 26 年に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、B 法務局に照会するも、60 年以前に閉鎖した登記簿謄本は保存していないとの回答が得られた上、健康保険労働者年金保険被保険者名簿からも当時の事業主は確認ができなかったことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることができない。

また、申立人の厚生年金保険資格喪失日は、厚生年金保険被保険者台帳において昭和 21 年 12 月 1 日と記載されているのが確認できる上、健康保険労働者年金保険被保険者名簿及びオンライン記録とも一致している。

さらに、申立人が記憶する上司二人については、基礎年金番号未統合のために住所の確認ができないことから、健康保険労働者年金保険被保険者名簿により住所の確認ができた同僚二人に照会をしたが、一人は、申立人についての記憶が無いとの回答であり、もう一人については回答を得ることができなかった。

なお、厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資

料及び周辺事情は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの理由及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月1日から13年8月1日まで
社会保険庁（当時）の記録では、標準報酬月額は、A株式会社に勤務していた期間のうち、平成10年5月から11年9月までの期間は22万円、同年10月から13年7月までの期間は26万円となっているが、私の手取りの収入は変わっていなかったため、この標準報酬月額はおかしい。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、申立期間の同僚の記録を確認した結果、申立人を含む被保険者8人のうち7人の標準報酬月額が減額されていることが確認できる。

しかし、申立人は、その主張する標準報酬月額に該当する厚生年金保険料を給与から控除されていた給与明細書等を持っていないほか、同僚に問い合わせても、当時の事業所の事務手続について明確な供述は得られなかった。

また、事業主は「当時の書類は保存しておらず、社会保険関係の事務については、Bに委託しており分からない。」としている。このため、Bに照会したところ、Bは、社会保険関係の事務手続には関与していないが、事業所が作成した届出書の提出はしたことがあるとしており、実際に保管されていた申立人に係る月額変更届により、申立人の標準報酬月額が平成10年5月1日（処理日は10年6月4日）に53万円から20万円に引き下げられたことが確認でき、当該記録はオンライン記録どおりである。

さらに、平成11年10月及び12年10月に係る定時決定は、それぞれ定時決

定を行った年の8月に届出が行われており、遡^{そきゅう}及訂正等の不自然な標準報酬月額^{そきゅう}の訂正は見当たらないことから、社会保険事務所（当時）は、事業主の届出に基づく標準報酬月額の定時決定及び随時改定を行っていたもの^{そきゅう}と考えるのが自然である。

なお、同僚のうち一人は、「申立期間当時は仕事が減り始めていたようである。」と供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月12日から同年12月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A株式会社から、平成3年11月分としてもらった給料から厚生年金保険料が天引きされていたのに、その月の厚生年金保険の記録が無い。
また、その月は月末まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社において平成3年11月30日まで勤務していたと主張し、当該月の給与から厚生年金保険料の控除がされた証拠であるとして、A株式会社の社名及び社印入りの「平成3年分給料明細書」という紙片を提出しており、同紙片の記載内容については、健康保険、厚生年金保険、厚生年金基金及び市民税という文字が手書きされ、かつ、それぞれの金額が記載されていることが認められる。

しかし、当該紙片の記載内容には、申立人の当該事業所における勤務に対する給与の総支給額等の記載が無く、同紙片からは申立人が主張している申立期間における勤務実態を確認することができない。

また、申立人から、申立人に係るA株式会社の社名及び代表者印入りの「平成3年分給与所得の源泉徴収票」が追加提出されているが、同源泉徴収票の記載内容から、申立人の当該事業所における退職日が平成3年11月11日と確認できる上、雇用保険の被保険者記録における離職日も同日と記録されていることから、申立人の申立期間における勤務実態の確認ができない。

さらに、当該事業所における唯一の同僚は、申立人の勤務状況について、はっきりとした記憶が無いと回答しており、申立人の勤務実態を確認することができないことから、申立人の当該事業所における退職日は、平成3年11月11日と認められる。

加えて、当該源泉徴収票に記載されている社会保険料の額は、申立人に係るオンライン記録における平成3年1月から同年11月までの標準報酬月額を基に、当該期間における厚生年金保険料率、健康保険料率及び雇用保険料率を適用して検証した結果、厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料を合算した社会保険料の11か月分に相当していることが確認でき、当該源泉徴収票における保険料控除額を当月控除と翌月控除で比較検討した結果、翌月控除とした場合の控除額が当該源泉徴収票とほぼ同額になり翌月控除と判断できることから、3年11月の保険料控除はなされていないと認められる。

また、申立人がA株式会社を平成3年11月11日に退職したことは、B基金における被保険者資格の喪失日（退職日の翌日）が同月12日であること、前述の源泉徴収票における退職日の記載が同月11日であること、及び雇用保険の被保険者記録における離職日が同日であることから確認でき、これらの記録は、申立人に係るオンライン記録における厚生年金保険被保険者資格の喪失日（3年11月12日）と合致している。

さらに、オンライン記録から、平成3年11月分として申立人の国民年金の定額保険料の納付記録が確認できる。

一方、厚生年金保険法では、第19条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までこれを算入する」とされており、また同法第14条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、平成3年11月12日であり、申立人の主張する同年11月は、仮に事業主により同月の厚生年金保険料が控除されていたとしても、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
昭和 56 年 4 月 1 日から 57 年 3 月 31 日までの間、A 大学（現在は、B 大学）C 部に非正規職員として勤務し、この間、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、資格喪失日が 57 年 3 月 31 日となっている。同日まで勤務したのであるから、資格喪失日を同年 4 月 1 日に訂正し、同年 3 月を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A 大学 C 部に勤務していたと申し立てているが、同大学が保管する申立人の人事記録によると、「昭和 56 年 4 月 1 日、D に採用する。任期は 1 日とする。ただし任命権者が別段の措置をしない限り同 56 年 6 月 30 日まで任用を日日更新し以後更新しない。」、「同 56 年 6 月 30 日限り退職した。」、「同 56 年 7 月 2 日 D に採用する。任期は 1 日とする。ただし任命権者が別段の措置をしない限り同 57 年 3 月 30 日まで任用を日日更新し以後更新しない。」、「57 年 3 月 30 日限り退職した」と記載されている。

そして、B 大学では、「雇用期間が昭和 57 年 3 月 30 日までであることから、同年 3 月の厚生年金保険料は給与から控除していない。」と回答している。

また、複数の同僚は、「昭和 56 年 4 月 1 日付けで、A 大学 C 部に採用された非正規職員の雇用契約の任期は 1 日で、日々更新という条件であり、57 年 3 月分の給与明細書では厚生年金保険料及び健康保険料は控除されていない。」と供述している。

さらに、複数の同僚が提出した、昭和 56 年 4 月 1 日付け任命権者 A 大学長 E 名による「人事異動通知書」には「任期は 1 日とする ただし任命権者が別段の措置をしない限り昭和 57 年 3 月 30 日まで任用を日日更新し、以後更新しない。」と記載され、57 年 3 月 31 日付け A 大学長 F 名による「通知書」には「昭和 57 年 3 月 30 日限り退職した。」と記載されている。

加えて、同僚が提出した昭和 57 年 3 月分給与明細書では「厚生年金保険料及び健康保険料」は控除されておらず、給与期間は「昭和 57 年 3 月 1 日～3 月 30 日」と記載されている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 11 月 21 日から 8 年 7 月 16 日まで

A株式会社（現在は、株式会社B）に平成 3 年 11 月 21 日に入社し、同社からCにDとして派遣されて8年7月 15 日まで勤務していた。オンライン記録では3年 11 月から7年 10 月までの標準報酬月額が 22 万円、同年 11 月から8年 6 月までが 38 万円となっている。

しかし、入社時の契約では月額 45 万円の給与であり、22 万円の標準報酬月額は著しく低い。実際の給与支給額に合わせて標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社入社時に月額 45 万円の給与額で契約したと主張しているが、株式会社Bでは、「申立人は契約社員であったが、当時の労働契約の資料が無く、給与額は不明である。しかし、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人の標準報酬月額については 45 万円の届出は行っておらず、22 万円で届けた。平成 7 年 11 月に標準報酬月額が 22 万円から 38 万円に変わったことについても資料が無く不明である」と回答している。

また、A株式会社が加入していたE基金の加入員資格取得届においても、申立人の標準報酬月額は 22 万円と記載されており、その後の算定届においても申立人の標準報酬月額は平成 4 年から 7 年 10 月まで 22 万円であり、月額変更届により同年 11 月から 38 万円に変更されていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者としてその主

張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月1日から26年12月1日まで
厚生年金保険被保険者記録では、A株式会社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和26年12月1日となっているが、23年1月1日から厚生年金保険に加入していたと思う。調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA株式会社の社員名簿（昭和37年度）には、申立人の入社日は昭和22年11月1日と記載されており、雇用保険の被保険者記録でも事業所名は確認ができないものの、同日に資格を取得していることが確認できるが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が同社で厚生年金保険被保険者資格を取得した日は、入社日から約4年後の26年12月1日であることが確認できる。

また、上記社員名簿に記載のある申立人の弟であるB氏（故人）の入社日は、申立人より9か月早い昭和22年2月1日となっているが、上記健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同氏の厚生年金保険被保険者資格取得日は申立人と同様に入社日から約4年後の26年1月5日となっており、かつ、申立人の父で同社の初代事業主であったC氏（故人）の厚生年金保険被保険者資格取得日も、同社が厚生年金保険の適用事業所となった23年1月から約7年後の30年10月1日となっていることから、理由は明らかではないものの、同社の事業主及びその親族は、入社してただちには厚生年金保険に加入していなかったことがうかがわれる。

さらに、申立期間当時にA株式会社に勤務していたと考えられる同僚5

人に照会したところ、回答を寄せた4人からは、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していたことをうかがわせるような供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、当該事業所は昭和42年2月27日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に他界しているため、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 31 日から 7 年 6 月 1 日まで

A株式会社における厚生年金保険被保険者資格喪失日が平成 6 年 10 月 31 日になっているが、7 年 6 月ころに、事業主から遡及^{そきゅう}して厚生年金保険の資格喪失の処理を行ったと聞いたことを記憶している。

申立期間も厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人がA株式会社に平成 13 年 1 月 16 日まで継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人は、平成 7 年 6 月ころに、事業主から従業員全員に会社の経営が苦しく倒産寸前なので、健康保険及び厚生年金保険への加入を 6 年 10 月に遡及^{そきゅう}して取り消し、国民年金等に加入してほしい旨の説明があり、従業員全員が同意したと主張しているが、オンライン記録によると、社会保険事務所（当時）が 6 年 10 月 31 日付けでA株式会社を厚生年金保険等の適用事業所から除外し、申立人を含む被保険者 11 人の資格を喪失させた事務処理日は、同年 11 月 21 日であることが確認でき、特段不自然な処理であったとは認められない。

また、申立人は平成 6 年 10 月 31 日付けで国民年金に加入し、14 年 6 月まで国民年金保険料を納付しているが、6 年 10 月から 7 年 3 月までの国民年金保険料は現年度納付していることが確認できることから、国民年金の加入手続は 7 年 6 月以降に行ったものではないと認められる。

さらに、B町に確認したところ、申立人は平成6年10月31日から国民健康保険に加入していたことが確認できた。

なお、元事業主へ照会したが、回答を得ることはできず、申立人が氏名を上げた元同僚等5人からも同僚照会の回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 8 月 24 日から 13 年 11 月 1 日まで
オンライン記録では、株式会社A（現在は、株式会社B）の厚生年金保険被保険者資格取得日が平成 13 年 11 月 1 日になっているが、11 年 8 月 24 日に調理師として同社に入社しており、所持している雇用契約書の作成日も同日になっている。同日から厚生年金保険被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された雇用契約書の作成日及び雇用保険の被保険者資格取得日は共に平成 11 年 8 月 24 日になっており、申立人の主張のとおり同日に株式会社Aに入社したことが認められる。

しかしながら、事業主は、「申立期間は、申立人が厚生年金保険に加入したくないとの意思表示があったので、申立人の厚生年金保険加入手続は行わず、給与から厚生年金保険料の控除をしなかった。」旨の回答をしている。

また、事業主から提出された申立人の平成 12 年分及び 13 年分の給与所得の源泉徴収票（写）では、社会保険料等の控除額は 12 年分は 0 円、13 年分は 12 万 5,428 円となっており、当該金額は、厚生年金保険料と健康保険料の 2 か月分の金額及び 1 年分の雇用保険料額の合計金額とほぼ一致している。

さらに、申立期間前後に株式会社Aの厚生年金保険被保険者になった同僚 151 人のうち、標準報酬月額がほぼ同額で職種が同様と考えられる同僚 11 人に照会したところ、複数の同僚が「入社時に事業主により厚生年金保険に加入するか否かの打診があった。」と供述しており、申立人

も同社に入社する時に事業主から厚生年金保険に加入するか否かの打診があったことは認めていることから、申立期間当時、事業主は、従業員の意向により厚生年金保険への加入の要否を判断していたことがうかがわれる。

加えて、申立人は、申立期間はC市国民健康保険の被保険者であり、株式会社Aが加盟していたD組合からの回答書によると、申立人の同組合加入時期は、厚生年金保険被保険者資格取得日と同じ平成13年11月1日とされている。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月から 47 年 3 月まで
② 昭和 47 年 5 月から 48 年 6 月まで
③ 昭和 48 年 6 月から 49 年 8 月まで

申立期間①については「株式会社A」に、申立期間②については「B」に、申立期間③については「C」においてDとして勤務していたが、オンライン記録では、それぞれにおける厚生年金保険の加入記録が確認できなかったため、申立期間①、②及び③を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務したと主張しているE町（現在は、F市）所在の「株式会社A」の事業主に照会したところ、「申立期間①当時の人事記録及び給与台帳等の関連資料は既に無く、当時の事情は不明であるが、当事業所が厚生年金保険に加入したのは平成元年 11 月 1 日からである。」との回答があった。

また、「株式会社A」が厚生年金保険の適用事業所となった平成元年 11 月に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員のうち、所在が確認できた7人に照会したところ、回答のあった4人のうち二人は申立期間①に当該事業所に勤務していたが、申立人のことは「覚えていない。」と供述しており、申立人の勤務実態等を確認することができない。

なお、同僚照会に回答のあった4人全員が、当該事業所の厚生年金保険の加入が平成元年 11 月 1 日からであることを認識しており、そのうちの一人は、「適用事業所となる前には厚生年金保険料は給与から控除されていない。」と供述している（ほかの3人は、「覚えていない」と回答している）。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の被保険者記録も確認できない。

- 2 申立期間②について、申立人が勤務したと主張しているG市（現在は、H市）所在の「B」は、商業登記簿に登記が無く、I商工会議所J支所等でも当該事業所の役員等の氏名が確認できない上、申立人は当該事業所の事業主及び同僚の氏名も覚えておらず、申立人の申立期間②における勤務実態等を確認することができない。

また、オンライン記録では、「B」は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、申立人の雇用保険の被保険者記録も確認できない。

- 3 申立期間③について、申立人が勤務したと主張しているK市所在の「C」は、商業登記簿に登記が無く、当該事業所の役員等の氏名が確認できない上、申立人は当該事業所の事業主及び同僚の氏名も覚えておらず、申立人の申立期間③における勤務実態等を確認することができない。

また、K市駅前に現存する「C」を経営する有限会社Lの事業主に照会したところ、「当社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、かつ、申立期間③は先代の事業主（他界）が経営していた時期であり、申立人が勤務したかどうか確認できない。」との回答があり、申立人の勤務実態等を確認することができない。

さらに、オンライン記録では、有限会社Lは厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、申立人の雇用保険の被保険者記録も確認できない。

- 4 このほか、すべての申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情も見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第4種被保険者として第4種厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月 9 日から同年 7 月 20 日まで

私は、昭和 59 年 5 月 7 日に株式会社 A（現在は、株式会社 B）を退職した直後に年金の受給資格を得るには 99 か月足りないため厚生年金保険の第4種被保険者の加入手続をした。しかし、社会保険事務所（当時）の記録では同年 5 月 9 日から同年 7 月 20 日までの記録が抜け落ちている。所持している年金手帳に第4種被保険者となった日が「昭和 59 年 5 月」と書いてある。加入手続をした際、厚生年金保険料を納付した金額は 1 万円や 2 万円の額ではなかったような記憶がある。申立期間を第4種被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

第4種被保険者制度は、厚生年金保険被保険者期間が 10 年以上ある者が、被保険者の資格を喪失したときに、老齢年金を受けるのに必要な資格期間(240 か月)を満たしていない場合に、資格期間を満たすまで退職後も引き続き被保険者となることができる制度で、第4種被保険者の資格取得年月日は、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日、又は、第4種被保険者となる申出が受理された日のどちらかを選択することになっている。

申立人は、昭和 59 年 5 月 7 日に株式会社 A を退職後、老齢年金を受けるに 99 か月不足していることから直ちに第4種被保険者の資格取得手続をとった記憶があること、及び自己所有の厚生年金手帳の被保険者となった日の欄に「昭和 59 年 5 月」と記載されていることを根拠に申し立てたとしている。

しかし、申立人の主張どおり昭和 59 年 5 月 9 日を資格取得日であるとして計算すると老齢年金の受給資格を満たす第4種被保険者の期間満了

日は 67 年 8 月 1 日となるところ、被保険者原票照会回答票には「期間満了 67、10、1」との記載が確認できるほか、受給資格を得るに必要な計算式（「 $141+99=240$ 」）が記載されており、59 年 7 月 20 日を資格取得日とした場合の第 4 種被保険者期間満了年月日は、67 年 10 月 1 日であることから、不自然な点は見当たらない。

また、被保険者原票照会回答票によると申立人の第 4 種被保険者の資格取得日は昭和 59 年 7 月 20 日であり、喪失日は 60 年 2 月 12 日であることが確認できる。

さらに、申立人は、第 4 種被保険者資格取得について、厚生年金保険の資格を喪失した日であるのか、申出が受理された日であるのかの記憶が無い上、申立期間の第 4 種厚生年金保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の当該保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第 4 種被保険者として、申立期間に係る第 4 種厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 1 月 5 日から同年 11 月 4 日まで
② 昭和 35 年 1 月 31 日から同年 4 年 1 日まで

昭和 34 年 1 月 5 日から 35 年 3 月 31 日まで、A 株式会社に勤務していたが、オンライン記録では上記の申立期間について厚生年金保険の加入記録は確認ができなかったため、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、事業主は、「当時の従業員の見習い期間は6か月から1年くらいあったこと、及び厚生年金保険に加入すると給与の手取額が減少することから、あえて加入しなかった者が多かった。」旨の回答をしている。

また、事業主が提出した健康保険厚生年金保険被保険者名簿（事業所作成、連名式）において、申立人の資格取得日は昭和 34 年 11 月 4 日となっており、社会保険事務所（当時）が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日と一致する上、健康保険の整理番号に欠番の無いことが確認できる。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料は無い。

このほか、同僚照会に回答のあった元同僚 9 人からも申立人に関する具体的な供述は得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者名

簿（事業所作成、連名式）に、申立人は、「退職、昭和 35 年 1 月 31 日喪失」と記載されていることから、申立てどおりの喪失手続は行っていない。」と回答しており、社会保険事務所が保管する A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の資格喪失日と一致する。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料は無い。

このほか、同僚照会に回答のあった元同僚 9 人からも申立人に関する具体的な供述は得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
昭和 43 年 3 月に高校を卒業し、同年 4 月から A 地に所在の合資会社 B（現在は、株式会社 C）に勤務し、厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、上記申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び事業主からの回答により、申立人が申立期間のうち昭和 43 年 9 月 25 日から同年 11 月 1 日まで合資会社 B に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、合資会社 B の事業主は「申立人は、D 地の高等学校を卒業後、どこかの会社に就職し、当社へは途中入社であった」旨の供述をしている上、当時の事務担当者も、「申立人は、昭和 43 年 9 月 25 日に、入社と同時に雇用保険に加入させたが、当時は事務がバタバタとしており、厚生年金保険の被保険者資格の取得については、雇用保険の被保険者資格の取得時よりも遅れた同年 11 月 1 日になってしまった。厚生年金保険料の控除については、同月以降の分しか控除していない。」旨の供述をしている。

また、所在が確認でき照会した 11 人の同僚のうち二人から、「申立人は、高校卒業後、3 月末又は 4 月の始めから合資会社 B に勤務していたと思う」旨の供述は得られたものの、申立人が入社したころのことについて詳しい記憶は無く、申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせるような供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人の出身高等学校へ照会をしたが、保存期間経過のため記録は確認できず、改正原附票も照会したが、D地からB地へ住所を定めた日は、昭和47年1月*日となっていることが確認できる。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる昭和41年6月から44年4月までに同社で資格を取得した被保険者のうち、照会の回答を得られた二人をみると、厚生年金保険の被保険者期間と勤務期間が一致していることが確認できる。

なお、申立人から提出を受けた厚生年金保険被保険者証の写しの「初めて資格を取得した年月日」は、昭和43年11月1日となっている上、同被保険者証は同年11月13日に払い出されていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立事業所において、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月1日から平成2年8月1日まで
社会保険庁(当時)の記録によると、A株式会社B本部に勤務していた期間のうち、昭和63年1月から平成2年7月までの標準報酬月額が当時の月収より低い。

昭和62年9月に満57歳になったことにより、当時の旧定年制で、月収のうち基本給が8割に減額になったが、62年当時の年収は1,000万円を超えており、月収は60万円くらいだった。しかし、社会保険庁の記録では、月収の8割ではなく、56歳当時の標準報酬月額(47万円)の8割(38万円)に減額されているが、当時の月収は60万円くらいなので、8割の47万円になるはずである。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録における申立人の標準報酬月額は、昭和61年10月から62年12月までは、当時の厚生年金保険の最高等級の47万円であり、63年1月からは、前月までの標準報酬月額(47万円)の8割に相当する38万円に減額されていることが確認できる。

A株式会社は、「月額変更届、通知書等の確認資料は現存しないため断定はできないが、賃金履歴から推測すると、基本給の8割という賃金規則に則り減額を行い、それをベースに標準報酬月額の改定を行っていたと思われる。」と回答しており、同社が提出した同社の賃金規則(平成15年9月まで適用)において、「57歳以降については、56歳の基本給の80%とする。」とある。

同社が提出した申立人に係る賃金履歴によると、申立人は、昭和 62 年 9 月に満 57 歳になったことにより、同年 10 月 1 日に職能給と基本給が改定されて、この職能給と基本給を合算した金額(33 万 1,540 円)は、満 56 歳の時点である同年 4 月 1 日改定の職能給と基本給を合算した金額(41 万 4,425 円)の 80 パーセントであることが確認できる。

また、事業主は、職能給と基本給を合算した金額に基づいて、オンライン記録どおりの標準報酬月額の届出を行っていたと回答している上、申立人が提出した平成元年分の所得税の確定申告書の控えに記載された社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料の控除であることが推認できる。

さらに、オンライン記録の定時決定及び随時改定の記録に訂正及び改ざんされた形跡は無い上、申立人の意向により、同僚に対する照会を行うことができないため、同質性の高い同僚について調査を行うことができない。

なお、申立期間について、申立人が主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 7 月から 34 年 8 月 2 日まで
② 昭和 39 年 5 月 20 日から同年 9 月 20 日まで

私は、株式会社A（後に、B株式会社）に昭和 33 年 7 月から勤務していたが、社会保険庁（当時）の厚生年金保険の記録では、34 年 8 月 2 日に被保険者の資格を取得したことになっている。

また、次に勤務したC株式会社（現在は、D株式会社）の資格取得日についても、昭和 39 年 5 月 20 日に入社したのに、同年 9 月 20 日となっている。

これら事業所での申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、D株式会社から提出のあった昭和 41 年 5 月付けの申立人の履歴書によれば、申立期間 13 か月のうち 34 年 7 月までの 12 か月は、E組合で勤務したとする期間と重なっており、同組合に確認したところ、時期は不明であるが、申立人がFとしてG地で農業に従事していたとしている上、株式会社Aの入社日が同年 8 月と記載されている。

このことについて申立人に確認したところ、ねんきん特別便における厚生年金保険の被保険者記録で、最初に資格取得となっている勤務先が名称変更後の「B株式会社」となっていることから、勤務していた当時の名称である株式会社Aに係る記録が抜けているものと勘違いしたと供述している。

また、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の

資料も無い。

- 2 申立期間②については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された資格取得日と、雇用保険の資格取得日は昭和 39 年 9 月 20 日であり、一致していることが確認できる。一方、D株式会社から提出のあった申立人の履歴書及び当時のC株式会社H営業所に係る従業員名簿により、申立人の入社日は同年 5 月 20 日であり、申立人は資格取得日以前から同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、同事業所H営業所の従業員名簿で確認できる従業員 15 人（申立人を含む）について、入社日と健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日を照合すると、役職の有無を問わず昭和 42 年 3 月までに入社した 5 人（申立人を含む）の資格取得日は、入社日より数か月遅れているが、同年 4 月以降に入社した従業員は、入社と同時に資格を取得していることから、申立期間②当時は入社数か月後に、資格取得させていたことがうかがえる。

なお、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

- 3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から 38 年 10 月 11 日まで
私は昭和 38 年 10 月 10 日にA社を出産のために退職し、39 年 1 月 6 日に出産した。退職時は脱退手当金の制度さえも知らず、脱退手当金の支給日とされる同年 4 月 1 日には生後 3 か月の子がいて、外出などできなかった。社会保険庁（当時）の記録では、A社に勤務していた期間は脱退手当金を受けていることになっているが、私は脱退手当金を請求しておらず受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている昭和 33 年から 43 年までに退職した女性のうち、脱退手当金の受給資格がある者 9 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、6 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち照会できた同僚は事業所で脱退手当金の説明があり受給したことを記憶していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、上記被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、被保険者資格喪失日から 5 か月半後に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さは無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月 2 日から 43 年 8 月 21 日まで
② 昭和 44 年 11 月 22 日から 45 年 2 月 28 日まで
③ 昭和 45 年 6 月 2 日から同年 12 月 14 日まで

私は申立期間①はA株式会社で、申立期間②はB株式会社で、申立期間③は株式会社Cで勤務していたが、目と神経が疲れたために退職した。社会保険庁（当時）の記録では、申立期間については脱退手当金を受けていることになっているが、脱退手当金が支給されたとする昭和 48 年 4 月 20 日は結婚後 2 年経ったところで専業主婦をしており、当時脱退手当金の制度も失業保険制度も知らず銀行に自分名義の口座は無かったのだから、私は脱退手当金を請求できるはずもなく、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名捺印が確認できるとともに、申立期間③において勤務した株式会社Cの健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には上記裁定請求書の受付番号「*」が記載されているほか、脱退手当金裁定請求書の備考欄には、脱退手当金の支払金融機関名として支給決定日ごろに申立人が居住していたと供述している住所周辺では唯一の郵便局であった「D」との記載が確認できる。

また、A株式会社を管轄するE社会保険事務所（当時）から当該脱退手当金の裁定庁であるF社会保険事務所（当時）に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を回答した回答票が確認できる上、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案2648

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月29日から同年5月1日まで
平成7年12月から8年4月まで有限会社AのB店に勤務していた。退職日を同年4月30日として退職届を提出したと思うが定かではない。社会保険庁（当時）の記録では、同年4月29日が被保険者資格喪失日になっており、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間として記録されていない。給与明細書や源泉所得徴収票は無いが被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所保管の出勤簿の最終出勤日、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の退職日及び雇用保険資格取得届出確認照会回答票の離職日がいずれも平成8年4月28日となっていること、また、申立人は、「当該期間中にスキーに行っていた期間もある。」と供述していることから、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたとは認め難い。

また、事業主は、「当時の関係資料も既に処分しており、申立内容に係る事実は確認ができないが、基本的に退職の際、月末まで在籍するかどうか確認している。末日に在籍することにより、その月の健康保険料と厚生年金保険料を払うのか、それとも国民健康保険、国民年金保険に加入し支払うのか、当然支払額に差があるので本人に選択していただくことにしている。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関係資料も無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月から 45 年 5 月まで
社会保険庁（当時）の記録によると、有限会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落しているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の有限会社Aの数人の同僚の氏名を記憶しているところ、当該事業所の事業所別被保険者名簿に記載されている同僚の氏名と一致していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所の業務に従事していたことが推認できる。

しかしながら、複数の同僚は、申立人が勤務していたと供述しているものの、「Bのような立場であり、有限会社Aの正社員ではなかった。」としており、事業主は、「申立人は、Bであり、正社員ではなかったから厚生年金保険料を控除してはいなかった。」と供述している。

また、申立人は、有限会社Aの社員寮に居住していたとしていたことから「正社員であったはずだ。」としているが、事業主及び複数の同僚は、「社員寮は、親会社の株式会社Cの所有であり、有限会社Aの正社員でない者、下請け会社の者やBも居住していた。」と供述しており、当該事業所が所在する土地建物の所有権者は、不動産登記簿上株式会社Cとなっている。

さらに、申立人は、有限会社Aの勤務期間途中から所属していた班の責任者となったとしているが、事業主及び複数の同僚は、「正社員でなくとも責任者にはなれた。」とし、「ラインとしての班長には、正社員を任命していた。」とも供述している。

加えて、社会保険事務所（当時）の記録によると、有限会社Aは昭和42年6月1日に厚生年金保険の適用事業所とされたが、同日まで適用事業所とされていたD区の株式会社Cの所有地内に所在していた当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の健康保険証番号は連番となっており欠番は無く、申立人の氏名も見当たらず、また、申立人が勤務したとするE町（現在は、F市）に移転後の当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票においても、同様に健康保険証番号は連番となっており欠番は無く、申立人の氏名も見当たらない。

このほか、申立期間に係る申立人の雇用保険の記録が無い上、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月ころから 54 年 1 月 31 日まで
昭和 53 年 9 月ころから 55 年 6 月 30 日まで A 社（現在は、有限会社 B）に勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では、厚生年金保険の資格取得日が 54 年 2 月 1 日となっている。当時の新聞の募集広告に「社保完」とあったので、入社時から厚生年金保険に加入していたものと思っていた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所が保管している新規適用時（昭和 53 年 10 月 1 日付け）の健康保険及び厚生年金保険任意包括被保険者資格取得通知書には、被保険者になるべき者として 9 人が記載されているが、その中に申立人の氏名は記載されていないことが確認できることから、申立人は、申立期間当時、雇用形態に差異があり、被保険者とはなりえなかったことがうかがえる。

また、当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立期間当時において当該事業所の厚生年金保険の被保険者であった現在の事業主に照会したところ、「当時の雇用形態は正社員のみであったと思われるが、見習期間があったと思う。」と供述している。

さらに、申立人の雇用保険の被保険者記録により、当該事業所における資格取得日は昭和 54 年 2 月 1 日であることが確認できる上、当該事業所が加入する C 組合が保管する申立人の被保険者台帳により、資格取得日が

雇用保険の被保険者資格取得日と同日であることが確認でき、また、当該記録はオンラインの厚生年金保険の被保険者記録とも一致している。

加えて、オンライン記録により、資格取得日が新規適用と同日の昭和53年10月1日である同僚4人に照会した結果、回答のあった3人は「自分の入社日は53年10月以前であるが、被保険者資格取得日は、新規適用日と同じであり、これ以前に保険料を控除されたことはなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 8 月 14 日から 11 年 4 月 1 日まで
ねんきん特別便によると、平成 11 年 4 月 1 日に A 株式会社（現在は、B 株式会社）における厚生年金保険被保険者の資格取得となっているが、10 年 8 月 14 日から関連会社である C 株式会社に勤務しており、この間の被保険者期間が 8 か月欠落している。労働契約日が記載されている労働契約書及び平成 11 年分給与所得の源泉徴収票があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された労働契約書の労働契約日及び平成 11 年分給与所得の源泉徴収票から、申立人が申立期間に C 株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額は、給与支払総額から算出した厚生年金保険料を含むものとしては著しく低額で、社会保険庁（当時）の記録（平成 11 年 4 月から同年 11 月までの期間）から算出する社会保険料額とほぼ見合う額である上、B 株式会社から提出された申立人の 10 年分及び 11 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、10 年 9 月度から 11 年 4 月度までの給与において厚生年金保険料を事業主により控除されていないことが確認できる。

また、申立期間当時の同僚 9 人に照会したところ、5 人の同僚は「C 株式会社は試用期間があり、当該期間は厚生年金保険の加入はなかった。」と供述している上、そのうち一人の同僚から提供された給与明細書により、入社から 6 か月後の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認

できる。

さらに、上記同僚のうち二人は、「申立人の試用期間が非常に長かったことを記憶している。また、会社は、正社員として採用後も、一定期間厚生年金保険の加入はなかった。」と供述している。

加えて、申立人は、申立期間の健康保険は「同居の姉の健康保険の被扶養者となっていた。」としており、申立人の姉の健康保険被扶養者記録から、平成 10 年 10 月 12 日に被扶養者として認定されていることが確認できる上、申立期間に係る雇用保険の被保険者記録は無い。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
平成 4 年 4 月 1 日から 5 年 3 月 31 日まで A 校に勤務し、厚生年金保険料も控除されており、被保険者資格喪失日は同年 4 月 1 日であるべきところが、同年 3 月 31 日被保険者資格喪失とされているので、記録を訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の平成 5 年 3 月分の給与明細書により、申立人が申立期間である同年 3 月分について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、A 校では、当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届、同資格喪失届及び保険料納付関係資料を保管しておらず、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届、同喪失届の状況及び保険料納付については不明としているものの、同校が保管している申立人の履歴カードによれば、「平成 5 年 3 月 30 日 願により本職を免ずる」と記載されており、申立人が同日に同校を退職していることが推認できる。

また、B 委員会では、申立人のように 2 年間任用する場合、「職員の任用に関する規則」（昭和 46 年 4 月 1 日人事委員会規則第 6 号の 11）により、連続して任用することができず、必ず任用しない期間を設ける。その際、厚生年金保険については、保険料を予算措置できないことから規定どおり被保険者資格喪失、同取得の届出を行っており、当時もそのような取扱いをしていたと思われるとしている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が平成5年3月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できるが、申立期間について、申立人は、当該事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年夏以降から 49 年 6 月ごろまで
夫が社会保険事務所（当時）に厚生年金受給申請に行ったときに、「奥さんのコンピュータの記録に A（事業内容を表す事業所名の一部）で B 地の方にある」と言われた。事業所名は C 社だと思い社会保険事務所に確認したが、記録が無いと言われて納得できないので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとする C 社の D 営業所（E 区）については、厚生年金保険適用事業所名簿に適用事業所としての記載が無く、法務局の登記記録にも確認ができない上、雇用保険の適用事業所としても見当たらない。

また、上記の状況及び申立人は、当時の同僚の氏名を覚えていないことから、当該事業所における申立人の厚生年金保険の適用等について確認することができない。

さらに、申立期間当時、厚生年金保険適用事業所であった F 株式会社（G 区）に、申立期間当時の D 営業所の有無及び同社における申立人の厚生年金保険の適用状況等について確認したところ、同社では、申立期間に E 区に同社の営業所は無く、申立期間の社会保険関係資料及び社員名簿に申立人の氏名は見当たらないとしている。

なお、F 株式会社（G 区）に係る事業所の事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、申立人は、社会保険事務所が申立人の夫に「奥さんのコンピュータの記録がある。コンピュータの記録を消してよいか。」と尋ねたとしているが、社会保険事務所では、申立人の夫とのやり取りについては、記録が保存されておらず、記録を消した事実の確認はできなかったとしている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月 8 日から 55 年 2 月 1 日まで
昭和 54 年 1 月 8 日から、有限会社Aに勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の勤務期間に関する証明書、当時の事業主及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間当時において有限会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、有限会社Aでは、当時の厚生年金保険適用関係資料は処分しており、申立人の厚生年金保険料控除等については不明としており、当時の事業主も、厚生年金保険関係資料が無く申立人の厚生年金保険加入期間については不明としている上、同僚からも申立人の申立期間の厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることができなかった。

なお、申立期間当時の同僚は、3か月程度の試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入させていなかったと思うと供述している。

また、有限会社Aに係る事業所の事業所別被保険者名簿の申立期間において、申立人の氏名は確認ができない。

なお、有限会社Aにおける、申立人の雇用保険被保険者記録は確認ができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から 39 年 1 月 10 日まで
② 昭和 39 年 7 月 1 日から 43 年 6 月 1 日まで

ねんきん特別便によると、A院での厚生年金保険の記録が無く、社会保険庁（当時）に問い合わせたところ、厚生年金保険に加入はしていたが脱退手当金を受給していると回答された。

私は脱退手当金を受け取った覚えが無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金は受け取っていないと主張しているが、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の備考欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の約6か月後の昭和43年11月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。